

第5章 プランの内容

基本目標 I 男女が共に活躍できる地域社会づくり

男女が共に社会のあらゆる分野で活躍するためには、仕事と生活の調和を図ることが大切です。家庭生活の場では、ともすれば女性の役割と決めつけられがちな家事や育児、介護などでも、男性・女性が共に責任を担い、協力し合うことが必要であると同時に、そのための社会的な支援も重要になってきます。

このため、市民の多様なライフスタイルに応じた育児環境や介護者への支援の充実を進め、働きながら子育て・介護等ができる就業環境の整備や啓発活動を推進します。

また、充実した心豊かな生活を送るためには家庭生活だけでなく、これを取り巻く地域や社会との関わりが重要です。男女が共に仕事と家庭生活、地域生活等を両立することができるよう、地域活動への参加促進に向けた支援などの取組を推進します。

重点項目 1 男女が自立して支え合う家庭づくり

重点項目 2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点項目 3 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

重点項目 4 男女共同参画による地域社会づくり

重点項目 5 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

重点項目 1 男女が自立して支え合う家庭づくり

施策（１） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

《現状と課題》

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

このため、社会的気運の醸成、多様な働き方を可能にする職場環境の整備、子育てや介護等に関する支援策の充実などが求められます。

《方向性》

子育て、介護等の施策と連携を図りながら、事業者、労働者、国、県などと連携して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

《具体的取組》

内 容	担当課
「仕事と生活の調和」の啓発促進 ・ 特定事業主行動計画の推進	人事課
・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章の啓発	市民生活課
育児・介護休業制度の普及、啓発（再掲Ⅰ-1-(3)） ・ 特定事業主行動計画の推進 ・ 男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	人事課
・ 男性の家事・育児・介護等への参画啓発	人事課 子育て支援課 商工労働課
・ 認知症サポーター養成講座の実施	高齢福祉課
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底（再掲Ⅰ-3-(1)(2)、Ⅲ-10-(1)）	商工労働課
就業・再就職対策の充実促進（再掲Ⅰ-3-(2)） ・ 資格、技能取得などの情報提供、創業支援	商工労働課

施策（２） 子どもを育てやすい環境づくりと介護支援の充実

《現状と課題》

少子高齢化の進行や核家族化の増加、就労形態の変化など社会情勢の変化に加え、人々の価値観が多様化する中で、地域のつながりの希薄化により孤立する家庭が増えています。そのため、子育てや介護に対して不安感や負担感を感じる人が多くなっています。

家庭においては、男女が共に責任を担うことが必要ですが、これを補完あるいは支援していく社会的な取組が求められています。

このため、誰もが安心して子育てや介護ができるよう、家庭でのお互いの理解や職場の支援を促進し、子育てや介護を社会全体で支援する環境づくりが必要です。

《方向性》

市民の様々なライフスタイルに対応できるよう、保育所などの施設整備やニーズに対応した特別保育や病児保育を実施するとともに、子育ての不安や負担を解消し、親同士の交流や子育ての相談・情報提供ができる子育て総合支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育てに関する相談支援体制の充実を図っていきます。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう介護支援体制を充実し、社会全体で支援する環境づくりを推進します。

《具体的取組》

内 容	担当課
子育てを社会全体で支援するための意識啓発の推進 ・ 子ども・子育て支援事業計画の着実な推進	子育て支援課
・ パパママを対象にしたマタニティスクールの開催 ・ 乳幼児ふれあい体験の実施	健康増進課
・ マタニティブックスタート事業の実施	中央図書館
子育てを地域から推進するための体制整備 ・ 地域活動組織の育成支援 ・ ファミリーサポートセンターの設置	子育て支援課

内 容	担当課
子育てについての相談支援体制の整備充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ すくすく相談の実施 ・ 育児学級の実施 ・ 家庭訪問・相談の実施 ・ 子育て世代包括支援センター・ココシエの設置 	健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てコンシェルジュの充実 	子育て支援課
多様化する保育ニーズに対応した特別保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育の拡充 ・ 一時保育の拡充 ・ 障がい児保育の実施 	子育て支援課
病児保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病児保育の実施 	子育て支援課
放課後児童クラブの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童が生じない実施体制の整備 	子育て支援課
児童館等の整備充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館事業の充実 ・ 放課後こどもプランとの連携 	子育て支援課
子育て総合支援センターの充実、地域子育て支援センターの実施、保育所等の整備充実の支援	子育て支援課
保育料など負担軽減のための経済的支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の軽減施策の継続実施 	子育て支援課
家族介護者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり高齢者介護見舞金支給事業の実施 ・ 家族介護支援事業の実施 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ひだまりサロン」の開催 	健康増進課

施策（３） 男性の男女共同参画の推進

《現状と課題》

人々の意識の中で長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつありますが、いまだに根強く残っています。男性の多くは家事・子育て等に関わる時間が短く、育児休業の取得率も極めて低くなっています。

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要であり、このことについて、男性が理解を深める必要があります。

《方向性》

男性の固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性にとっての男女共同参画の意義に関する広報啓発活動を推進します。

また、男性が家事、子育てや介護、地域活動へ参画することを促進するため、意識啓発や職場環境の整備を進めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
男女共同参画に関する広報啓発活動（再掲Ⅱ-6-(1)） ・市広報、市ホームページによる啓発 ・男女共同参画に関する情報収集・提供	市民生活課
公民館講座の開催（再掲Ⅱ-7-(2)） ・家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する講座を開催	社会教育課
育児・介護休業制度の普及、啓発（再掲Ⅰ-1-(1)） ・特定事業主行動計画の推進 ・男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	人事課
・男性の家事・育児・介護等への参画啓発	人事課 子育て支援課 商工労働課
・認知症サポーター養成講座の実施	高齢福祉課

重点項目2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策（1） 各種審議会等への女性の参画の促進

《現状と課題》

近年、政治・経済、行政、地域活動など、様々な分野で活躍する女性が増えています。その一方で、特に政策・方針の決定過程への女性参画は極めて低調で、大きな課題となっているのが現状です。

平成27年4月1日施行の「審議会等の設置及び運営等に関する指針」において、委員の構成比率が男性又は女性のいずれかに偏ることのないよう、男性及び女性の割合がいずれも構成員数の30%を下回らないよう努めることと規定されていますが、市の各種審議会への女性委員の登用率は、平成30年（2018年）4月現在、29.1%となっています。

今後、あらゆる分野で男女が能力を発揮できるよう、人材の発掘・育成や適切な情報の提供とあわせて、平等にチャンスを与えるという視点からも各種審議会等への女性の参画を一層推進し、できるだけ幅広い世代、分野から女性を登用するためにも、公募制の拡大などの取組を強化する必要があります。

《方向性》

市の審議会等委員における女性委員の割合を50%以上に増やすことを目標として女性委員の積極的な登用を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
女性委員の参画状況の定期的な調査による目標の早期達成 ・ 各種審議会等への女性委員登用の指導	人事課
・ 女性委員の積極的な登用及び公募枠の拡大	関係各課

施策（２） 市政等への女性の参画の促進

《現状と課題》

市民と行政がともにまちづくりを進めていけるよう、「まちづくり懇談会」や「市政説明会」、「市民意見公募（パブリックコメント）制度」などにより、市政への関心を高め、その参画を促進しています。

調和のとれた住みよいまちづくりを推進するためには、男女を問わず、すべての市民が市政に関心を持ち、自らの考えや意見を述べ、政策や施策の方針を決定する場に参画することが重要です。

《方向性》

女性の市政への自主的な参画を促進するとともに、女性が政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう環境の整備に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
市政への参加の促進 ・「まちづくり懇談会」の開催及び「提言箱」の設置等を通して市政への参加の機会の提供	市民生活課
・市民意見公募（パブリックコメント）制度の活用による市政への参画機会の提供	企画政策課 関係各課

施策（３） 市、企業等の意思決定過程への女性の参画の促進

《現状と課題》

男女雇用機会均等法の改正などによって、制度上の男女平等は着実に進んでおり、管理職に占める女性職員の割合も徐々に増加してきています。

市においては、平成30年(2018年)4月現在の一般行政職に占める女性職員の割合は、42.8%で、係長以上の役職者に占める女性職員の割合は、30.5%となっています。

今後も更に、女性職員の意見をあらゆる行政分野に反映できるよう、平等取扱の原則と能力主義を踏まえつつ、女性職員の登用、職域拡大に取り組むことが必要です。

《方向性》

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を取り入れ、特に本市においては、女性の登用を積極的に進めるとともに、企業などの民間部門に対しても、女性の登用促進に向けた協力要請などの取組を進めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
多様な研修による女性職員の能力開発の推進 ・男女の別に捉われない研修機会の平等な提供	人事課
女性職員の職域拡大を図り、職務を幅広く経験できる人事配置の展開 ・役職への登用、女性職員未配置分野への女性職員の配置	人事課
企業や民間団体における女性参画の要請 ・企業、民間団体等への女性の登用促進の啓発及び協力要請	市民生活課 商工労働課

重点項目3 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

施策(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

《現状と課題》

女性の職場進出・職域拡大が進む中で、男女雇用機会均等法など法制上また各種支援制度の整備などにより、雇用環境の改善が進んでいますが、従来からの固定的性別役割分担意識などによって、必ずしも女性はその能力を十分発揮できる環境が実現しているとはいえません。

このため、男女が性別によって差別されることなく、個人の能力に応じた待遇が受けられるよう、男女雇用機会均等法の趣旨や内容の一層の周知が必要です。

また、女性の職業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発も大切です。

《方向性》

男女の格差是正のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を促進し、実質的な男女の均等な機会確保を目指します。また、女性の労働条件や就業環境の改善に向けて、関係機関と連携し関係法令などの周知に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底(再掲Ⅰ-1-(1)、Ⅰ-3-(2)、Ⅲ-10-(1))	商工労働課
働く女性の妊娠・出産にかかる保護規定の啓発 ・保健センター内へポスターの掲示 ・働く妊婦への「母性健康管理指導事項連絡カード」の説明	健康増進課

施策（２） 多様な働き方を可能にする条件整備

《現状と課題》

経済・社会環境が変化する中で、企業の意識や雇用形態も大きく変化してきています。

こうした中で、男女が個性豊かで自らのライフスタイルに合った働き方を選択することができ、生涯を通して充実した職業生活を送ることができる環境づくりが求められています。

このため、育児・介護などによる離職者の再就職を支援するため、職業能力の開発・向上、雇用情報の提供とともに、パートタイム労働者・派遣労働者の処遇・労働条件の改善及び在宅就労者への支援に向けて、関係機関との連携を図ることが必要です。

《方向性》

育児・介護等による離職者に対する雇用情報の提供及び相談の充実を図るとともに、自己啓発への支援を行います。また、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件などを改善するため、関係機関と連携して関係法令等の周知に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底（再掲Ⅰ-1-(1)、Ⅰ-3-(1)、Ⅲ-10-(1)）	商工労働課
就業・再就職対策の充実促進（再掲Ⅰ-1-(1)） ・資格や技能取得などの情報提供、創業支援	商工労働課

施策（３） 農林水産業・商工業等自営業における労働環境の整備

《現状と課題》

農林水産業や商工業などの自営業においては、女性が仕事・生活の両面で重要な役割を果たしていますが、必ずしもその貢献度が十分に評価されているとはいえません。

また、農林漁業、商工団体などの経営や事業管理の方針は男性中心に行われるなど、女性の参画は進んでいないのが実情です。

このため、女性が仕事上で貢献していることを適正に評価するとともに、経営などに女性が対等なパートナーとして参画する機会を持つことが重要です。

《方向性》

女性の役割と貢献に対して適正な評価がなされ、経済的な自立が図られるよう、家族経営協定の普及や仕事に必要な経営知識などを習得できる機会の充実に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
農林水産業等自営業における女性の労働の適正評価の意識啓発	農林水産課
農漁業従事者に対する家族経営協定の普及	農林水産課
関係機関と連携して技術や経営管理講習の開催 ・農協・県漁協各支店などと連携した技術・経営管理講習会等の開催	農林水産課
・雇用能力開発支援センター、商工会議所等関係機関との連携による講習等の開催	商工労働課

重点項目 4 男女共同参画による地域社会づくり

施策（１） 地域活動における男女共同参画の推進

《現状と課題》

暮らしやすい活力ある地域社会をつくる上で、男女の地域活動への参画は重要であり、そのためには男性の仕事優先の意識・ライフスタイルを見直すとともに、地域に残る固定的性別役割分担意識や慣習にとらわれない協力体制が必要です。

《方向性》

男女の地域活動への参画を促進するため、意識啓発や情報提供を推進します。また、市民活動支援センターの機能の充実を図ることで、ボランティア活動やNPO活動などの活動支援や強化に努め、男女が共に担う地域づくりを進めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
地域活動団体等への情報提供・学習機会の充実 ・女性団体連絡協議会の構成団体やふるさとづくり協議会等への情報提供	市民生活課
・社会教育団体への情報・学習機会の提供	社会教育課
生涯学習ボランティアの人材養成・活用の促進 ・ボランティア活動に必要な情報の提供 ・生涯学習ボランティア活動の促進	社会教育課
ボランティア活動やNPO活動などへの支援 ・市民活動団体の情報収集・ホームページでの情報提供 ・NPOネットワーク連絡協議会の開催 ・市民活動支援センターの機能の拡充	市民生活課
地域活動団体の意思決定の場への女性の参画促進	市民生活課

施策（２） 防災分野における男女共同参画の推進

《現状と課題》

被災時に、物資の提供やプライバシーの保護など、女性のニーズに対する配慮が不足していたり、炊事・洗濯等、悪条件の中での家事負担が女性に集中していたりする事例が見受けられます。

これからの災害時の対応については、男女共同参画の視点を踏まえ、きめ細かい取組を進めるとともに、女性の参画を促進することが必要です。

《方向性》

防災における男女共同参画を推進するため、固定的性別役割分担意識を見直すとともに、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を積極的に取り入れます。

また、被災時には、女性のニーズに配慮した取組を推進することにより、女性の声に耳を傾けながら災害対策の改善を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
防災分野における女性の参画の促進 ・ 防災会議委員への積極的な女性の登用	総務課
被災現場における男女共同参画 ・ 女性の防災士資格取得の促進	

重点項目 5 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

施策（１） 国際理解・国際交流の推進

《現状と課題》

我が国の男女共同参画は、国連をはじめとする「女子差別撤廃条約」や「世界女性会議」など国際的な女性の地位向上の動きと連動して進められてきました。このため、国際社会の動向を注視するとともに、国際交流を通じた国際規範・基準の浸透を図る取組をさらに推進する必要があります。

また、国際化の進展に伴い、在住外国人に対する情報提供や相互理解がますます必要になります。市民一人ひとりが国際社会の一員としての自覚をもち、女性の地位向上に向け国際交流・協力活動に共に参画していくことが重要です。

《方向性》

姉妹都市との交流や国際交流団体との連携を図りながら、相互理解を促進し、国際交流の場における男女参画の推進に努めます。また、国際交流に関する事業を通して国際規範・基準の普及啓発を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
国際理解のための学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none">・外国人のための日本語教室の開催・外国語教室の開催・世界の料理教室の開催	市民生活課
外国人への情報提供 <ul style="list-style-type: none">・関係機関からの各種情報の提供	市民生活課
姉妹都市交流の推進 <ul style="list-style-type: none">・モートンベイ市への中学生海外派遣事業の実施・レッドクリフハイスクール生徒の訪問団の受入	市民生活課
<ul style="list-style-type: none">・小学校４校（高千帆・高泊・須恵・赤崎）とオーストラリアの姉妹校４校との児童作品の交換交流	学校教育課

内 容	担当課
国際交流団体等への支援 ・国際交流協会への助成（ホストファミリーに対する助成等）	市民生活課
民間交流の促進 ・文化・スポーツ・教育交流の助成 ・在住外国人ふれあいバスツアーの開催	市民生活課
国際規範・基準の浸透を図るための普及・啓発 ・国際規範・基準等の周知	市民生活課